

水生生物の保全に係る排水規制等について

(1) 排水基準の強化

省令に定められた亜鉛に係る排水基準を強化する。

別表第二中、亜鉛含有量の許容限度：5 mg/l → 2 mg/l

(2) 排水基準省令における暫定基準の設定

排水基準を定める省令においては、以下のとおり、暫定排水基準を設定する。

- ・排水基準に対応することが著しく困難と認められる以下の10業種に属する特定事業場に対し、施行後5年間に限った暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定する。暫定排水基準は、5 mg/lとする。
 - ① 金属鉱業
 - ② 無機顔料製造業
 - ③ 無機化学工業製品製造業（ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。）
 - ④ 表面処理鋼材製造業
 - ⑤ 非鉄金属第一次製錬・精製業
 - ⑥ 非鉄金属第二次製錬・精製業
 - ⑦ 建設用・建築用金属製品製造業（表面処理を行うものに限る。）
 - ⑧ 溶融めっき業
 - ⑨ 電気めっき業
 - ⑩ 下水道業（①～⑨に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）

※ 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えるものをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。
- C_i 当該下水道に水を排出する下水道上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 亜鉛の量に関して、一リットルにつきミリグラム）
 - Q_i 当該下水道に排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）
 - Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）
- ・水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一第74号に掲げるいわゆる共同処理場に該当する施設を有する事業場については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとする。

(3) 猶予期間の設定

この省令で改正される4省令に基づいて定められている亜鉛に係る基準（排水基準、廃棄物の性状に関する基準等）については、6月の猶予期間を設けることとし、猶予期間中は、なお従前の例によることとする。

(4) 罰則についての措置

以下の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとします。

- ・この省令の施行前にした行為
- ・(3)で猶予期間を設けられている場合におけるこの省令の施行後にした行為